

再生可能エネルギーの地域との共生について

2025年9月30日
資源エネルギー庁

- 1. 再生可能エネルギー発電事業の事業規律**
2. 再生可能エネルギー発電設備の適切な廃棄等

1. 再生可能エネルギー発電事業の事業規律について

- 今後の再エネの導入拡大にあたっては、地域との共生が図られることが大前提であり、極めて重要である。第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）においても、「再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むことが重要」とされている。
- 再エネ発電事業の実施にあたっては、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など様々な公益との調整を行う必要があり、これらは関係法令によって規定されている。
- また、自治体においても、適正な再エネ発電事業の実施に対する地域の懸念に対応するため、地域と共生した形で再エネ導入を求める条例（再エネ条例）の制定が増加（※）している。
（※）2024年度末時点で323の自治体で制定済み。9年間で13倍に増加。
- 資源エネルギー庁として、こうした関係法令を所管する関係省庁や自治体とも協力しながら、対応を行ってきている。特に、今後、FIT/FIP制度による支援によらない太陽光発電の導入が見込まれるところ、FIT/FIP制度によらない導入を含め、地域との共生を確保していくことが重要である。こうした点を踏まえ、具体的事項について、次回以降の本小委員会において御議論いただきたい。

<検討事項例>

- ① 関係法令を所管する関係省庁との連携のより一層の強化、枠組み構築
- ② 地域の実情に応じた再エネの地域共生を図る取組（自治体による再エネ条例の制定等）への更なる支援
- ③ 業界団体における自主的な取組の促進 等

太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議

- **太陽光発電事業における地域との共生をより一層確保するべく、新エネルギー政策を所管する資源エネルギー庁、環境政策を所管する環境省、そして、太陽光発電事業の実施に当たって様々な公益との調整を行う各種の関係法令を所管する関係省庁との間で、緊密な連携を図り、脱炭素政策に必要な対応を検討するため、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」を設置。**

構成員

- **文部科学省**（文化庁文化財第二課長）
- **農林水産省**（大臣官房環境バイオマス政策課長、農村振興局農村政策部農村計画課長、林野庁森林整備部治山課長）
- **経済産業省**（大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課長、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長）
- **国土交通省**（総合政策局環境政策課長、都市局都市安全課大臣官房参事官（宅地・盛土防災担当）、都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長、水管理・国土保全局砂防計画課砂防管理支援室長）
- **環境省**（大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響評価課長、大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域政策課長、大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素政策調整担当参事官、自然環境局総務課長、自然環境局国立公園課長、自然環境局野生生物課長）

第1回（9/24）の開催概要

- 依然として**太陽光発電事業について地域との共生上の課題が生じている事例がみられている**。引き続き、**関係省庁間の連携を強化し、適切に対応していくことが求められる**。
- 太陽光発電事業に係る現状や課題を踏まえ、**各省庁において、改めて、必要な対応について検討いただくとともに、次回以降の本連絡会議において各省庁よりご報告いただくこととした**。

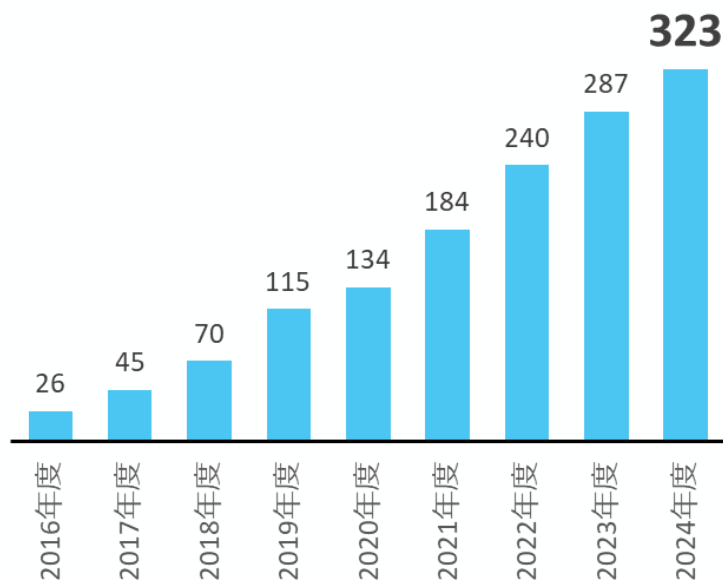
【当面の検討事項】

- ① **各種の公益保護を確保するための関係法令における規律強化について**
- ② 太陽光発電の適切な廃棄について
 - **各種の公益保護に影響を及ぼす太陽光発電設備の放置の実態について**
- ③ **太陽光発電の導入支援**における適切な規律のあり方について

(参考) 各自治体における条例策定とFIT/FIP交付金一時停止との連携

- 適正な再エネ発電事業の実施に対する地域の懸念に対応するため、各自治体において、地域ごとの実情に応じ、地域と共生した形で再エネ導入を求める条例（再エネ条例）の制定が相次いでいる。
- 政府としても、全国の自治体を対象とした連絡会等を開催するなど、自治体との連携を強化し、各自治体における再エネ条例の制定を支援している。
- また、行政処分・罰則による担保が措置されている条例の違反に対して、自治体において書面指導等が講じられている場合には、FIT/FIP交付金一時停止措置の対象となる。登別市では、2025年6月1日、国と密に連携し、違反発生時にFIT/FIP交付金一時停止の対象となり得る再エネ条例を施行した。

再エネ条例は近年増加（再エネ条例制定件数推移）



○登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例 (公布日：2025年3月27日、施行日：2025年6月1日)

- ・**禁止区域**：発電事業を禁止する区域（関係法令に適合している場合を除く）
- ・**抑制区域**：発電事業の抑制が必要な地域を抑制区域として指定
- ・**事業計画の届出**：着工60日前までに事業計画の届出が必要
- ・**周辺関係者への説明**：周辺関係者に対し説明会等を開催
- ・**標識の掲示**：設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示
- ・**立入調査等**：事業区域に立ち入り、必要な調査をすることができる
- ・**指導、助言及び勧告**：指導、助言及び勧告を行うことができる
- ・**命令**：違反等の場合に必要な措置を講じるよう命令することができる
- ・**公表**：命令に従わない場合、公表することができる
- ・**罰則**：命令に従わない場合、5万円以下の過料に処する

1. 再生可能エネルギー発電事業の事業規律について (FIT/FIP制度)

- FIT/FIP制度においては、地域と共生した再エネ導入を図るために、当該制度の認定要件として、関係法令の遵守を求めている他、周辺地域の住民への説明会の開催等を求めている。
- また、不適切案件に対する現地調査により、関係法令違反や認定要件違反が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、違反事案に対しては、改善命令や認定の取消しに加え、交付金の一時停止措置を新設する等、再エネ発電事業に対する規律の強化を行っている。
- 資源エネルギー庁として、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に向け、引き続き厳格に対応していく。

2024年度に講じた主な事業規律強化施策の実施状況

不適切案件の 現地調査

約**1,300**件の現地調査を実施
→ うち、約**1,000**件の不適切事案に対して行政指導を実施

交付金の 一時停止措置

2025年5月までに、**379**件の違反事案に対して一時停止措置を実施
→ うち、**4**件は違反状態の解消を確認
→ うち、**314**件は事業の実施を断念し、廃止手続等により認定が失効

説明会 事前周知措置

2024年12月末までにシステム登録されたものは約**6,700**件
→ 全申請案件を厳格に審査。要件を満たさないものは認定をせず、説明会等の再実施を求めている。
→ 自治体からは、「住民からの苦情の減少や円滑なコミュニケーションの推進に寄与」との声あり。

(参考) 公益との調整を行う関係法令

- **FIT/FIP制度によらない太陽光発電事業を含め**、発電事業の実施に当たっては、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など、**様々な公益との調整を行う各種の関係法令**に服する。

様々な公益との調整を行う関係法令（一例）

■ 土地造成の安全性確保（国土交通省、農林水産省など）

- ・森林法に基づく林地開発許可
- ・盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可
- ・砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可
- ・地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内又はほた山崩壊防止区域内の行為許可
- ・急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 等

■ 生活環境の保全（環境省）

- ・環境基本法に定める騒音、水質汚濁等の各種環境基準への適合 等

■ 自然環境・景観の保全（環境省、経済産業省、国土交通省、文部科学省など）

- ・環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続
- ・自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可
- ・景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出
- ・文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可
- ・種の保存法に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可
- ・鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内的の行為許可 等

■ 電気設備の安全性確保（経済産業省）

- ・電気事業法に基づく工事計画・保安規程の届出、使用前安全管理審査申請書の提出、使用前自己確認の届出 等

■ 適正な土地利用の確保（国土交通省、農林水産省、環境省など）

- ・農地法に基づく農地転用許可、農振法に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続
- ・都市計画法に基づく開発許可
- ・地球温暖化対策推進法に基づく促進区域制度 等

(参考) 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化 (2024年再エネ特措法改正等)

第74回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2025年6月3日) 資料 1 より抜粋

＜地域でトラブルを抱える例＞

土砂崩れで生じた崩落



柵堀の設置されない設備



不十分な管理で放置されたパネル



景観を乱すパネルの設置



① 許認可の認定 申請要件化

- 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、許認可取得を再エネ特措法の申請要件とするなど、認定手続厳格化。

② 違反防止・ 早期解消

- 違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合にFIT/FIP交付金を留保する措置といった再エネ特措法における新たな仕組みを導入。認定取消しの際の徴収規定の創設。
- これまでに森林法、農地法、盛土規制法違反等の太陽光発電事業（計379件）に対して、一時停止措置を講じた。森林法違反の4件については違反状態が解消されたことが確認できたため、措置を解除。

【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】



※直近では、本年5月に、大規模事業を含む森林法違反の太陽光発電事業（9件）に対する交付金の一時停止措置を実施。

③ 廃棄等費用への 対応

- 2022年7月から廃棄等費用の外部積立を開始。事業者による放置等があった場合、廃棄等積立金を活用。
- 2030年代半ば以降に想定される使用済太陽光パネル発生量ピークに計画的に対応するためパネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する等の対応を実施。使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、リユース、リサイクル及び最終処分を確実に実施するための制度検討を連携して進めていく。

④ 住民との丁寧な コミュニケーション

- 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など周辺地域への事前周知の要件化（事業譲渡の際の変更認定申請の場合も同様）。事前周知がない場合には認定を認めない。

(参考) 説明会等による周辺住民への事前周知のFIT/FIP認定要件化

- 2024年4月以降、FIT/FIP制度の認定要件として、再エネ発電事業の内容について、周辺地域の住民に対し、説明会等による事前周知を求めている。
- 具体的には、①事業計画の内容、②関係法令遵守状況、③土地権原取得状況、④事業に関する工事概要、⑤関係者情報、⑥事業の影響と予防措置（安全面、景観、自然環境・生活環境、廃棄等）の説明を求めている。
- 2024年12月末時点で資源エネルギー庁に登録された説明会等は約6700件（このうち、説明会が約3500件、ポスティング等の事前周知措置が約3200件）。自治体からは、再エネ特措法等による説明会等の要件化が、住民からの苦情の減少や円滑なコミュニケーションの推進に寄与しているとの声があった。

	住宅用太陽光 (※2)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧(50kW未満) ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア(※1)外	<u>事前周知を 要件としない</u>	<u>事前周知を 要件としない</u> (努力義務として求める)	<u>事前周知措置が必要</u> (※3、※4)	<u>説明会の開催が必要</u> (※4)
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア(※1)内				

(※1) ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。

(※2) 10kW未満の太陽光発電事業を指す。

(※3) 説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があり、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。

(※4) FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。（なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書（説明会概要報告書）を提出する等の所要の手続を行う必要がある。）

(参考) 不適切案件に対する現地調査の強化の状況

第74回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2025年6月3日) 資料 1 より抜粋

- 2024年度には、事業規律違反や関係法令違反が疑われる不適切案件に対する現地調査（全国1,300件）を実施。そのうち、約1,000件に行政指導等を実施している。
- (※) なお、2024年3月26日付けで、総務省から「太陽光発電設備等の導入に関する調査」を踏まえ、トラブル等の未然防止に向け、発電設備への現地調査を強化すること等が勧告された。上記の現地調査は、こうした勧告等を踏まえたもの。
- 現地調査等を通じて違反の実態が確認された場合には、保安監督部、関係省庁、自治体にプッシュ型で情報提供を行うとともに、事案に応じて、再エネ特措法に基づく指導・FIT/FIP交付金の一時停止・認定取消し等の措置を厳格に講じていく。

<これまでに実際に現地調査で見つかった不適切事案>

管理不十分な状態で下草に覆われたパネル

基礎が露出し浮いている太陽光発電設備

盛土が大きく崩落した太陽光発電設備



1. 再生可能エネルギー発電事業の事業規律
2. 再生可能エネルギー発電設備の適切な廃棄等

御議論いただきたい事項

- 再生可能エネルギー発電設備の適切かつ確実な廃棄等をこれまで以上に確保するため、FIT/FIP制度における風力発電設備についても、同制度に基づく廃棄等費用積立制度の対象とすることとしている。
- この点に関し、前回（第75回）の本小委員会において頂いた御意見も踏まえ、制度の詳細について更なる検討を行うこととされていたところ。
- 本日は、整理の全体像案（P.13）及び主な論点に対する整理案（P.14～P.18）を踏まえ、風力発電設備に対する廃棄等費用積立制度の詳細について、御議論いただきたい。

風力発電設備の廃棄等費用積立制度の整理の全体像（案）

- 風力発電設備をFIT/FIP制度における廃棄等費用積立制度の対象とするに当たっては、既に同制度の対象である太陽光発電設備の取扱いを前提に、以下のとおりその取扱いを整理したい。

（※）上記措置は、システムの対応にかかる期間も勘案しながら速やかに実施すべきであるところ、パブコメ等を実施した上で、関係規程等を整備し、**2027年4月を目途に施行することとする。**

主な論点	太陽光発電設備に対する措置		風力発電設備に対する措置の整理（案）
	措置内容	措置の考え方	
1. 廃棄等積立の対象範囲	● <u>10kW以上の事業用太陽光発電設備。</u>	● <u>10kW未満は住宅用が大半で、建物の解体と同時に撤去・処分される</u>場合が多いと想定されるため<u>除外</u>。	● 風力発電設備は<u>基本的に事業用</u>であることから、原則として、出力によらず<u>全ての風力発電設備を対象とすることとする。</u>（P.14）
2. 廃棄等積立を行う期間	● <u>調達期間/交付期間の後半10年間</u>での積立て。	● 運転維持費に対して<u>初期にかかる資本費が大きいこと</u>や、積立て時期を複数設定した場合に生じる<u>管理運営コストの抑制及び認定事業者の混乱の防止等の観点</u>から、<u>一律に後半10年</u>として設定。	● 風力発電設備についても同様の取扱いとしつつ、<u>制度開始時に残存期間が10年未満となっている案件</u>についても、原則、<u>残存期間によらず必要な廃棄等費用の全額が確保される制度とすることとする。</u>（P.15、P.17）
3. 廃棄等積立を行う金額の水準	● <u>調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用の水準。</u>	● 2019年度までの認定案件は、<u>調達価格の算定において資本費の5%を廃棄等費用として計上していたこと等を踏まえて設定。</u> ● 2020年度以降の認定案件は、太陽光廃棄WG^注でのヒアリング結果等を踏まえ、<u>想定額を1万円/kWで固定。</u>	● 風力発電設備についても、<u>調達価格/基準価格の算定において想定している廃棄等費用の水準の積立てを求める</u>ことを軸に、積立金額を決定することとする。（P.15、P.17）
4. 積立金の一部取戻しを認める場合	● <u>調達期間/交付期間中は、事業終了・縮小のみ取戻しを認める。</u> ● <u>調達期間/交付期間終了後</u>については、事業終了・縮小する場合のほか、<u>パネルを交換して事業継続する場合であって、当該パネルが一定値を超える場合</u>には取戻しを許容。	● <u>将来的な再投資の促進及び制度運用コスト抑制等の観点</u>から、<u>廃棄される太陽光パネルの割合や量が一定値を超える場合に限定する</u>形で設定。	● <u>調達期間/交付期間中は、事業終了・縮小の場合のみ取戻しを認める。</u> ● <u>調達期間/交付期間終了後</u>については、事業終了・縮小する場合のほか、<u>風力発電設備を交換して事業継続する場合であって、風車単位での交換である場合</u>には取戻しを認めることとする。（P.18）

（※）その他、源泉徴収的な外部積立の方法や内部積立ての取扱い等については、太陽光発電設備に対する措置と同様とすることとする。

対象範囲の整理（案）

- FIT/FIP制度の対象設備については、**本制度において適切かつ確実に廃棄等費用を確保**する観点から、**再エネ海域利用法※1に基づく公募案件を除き、全ての風力発電設備を本制度の対象とすることとする。**

		認定件数※2	対象範囲
陸上風力		6,292件	設備出力が20kW未満の風力発電設備も含めて、全ての風力発電設備を制度の対象とする。 ○ なお、RPS制度からの移行認定案件については、残存期間が極めて短い案件も存在することから、その積立金額等については、太陽光発電設備に対する措置と同様の配慮を行うこととする。（次ページ参照）
洋上風力	再エネ海域利用法に基づく公募案件	5件	— 公募占用指針に基づき、廃棄等費用の確保に関して、具体的金額や方法まで含めて厳格な確認が実施されることから、一律に本制度の対象外とする。
	再エネ海域利用法に基づく公募案件以外	14件	○ 再エネ海域利用法に基づく公募案件と同様の廃棄等費用の確保はなされていないことから、一律に本制度の対象とする。

※1：海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）

※2：認定件数は、2025年3月時点の数値

積立期間及び積立金額水準の整理（案）

- 積立期間は、調達期間/交付期間の後半10年間（制度開始時に残存期間が10年未満である場合はその残存期間内）とすることとする。
- 積立金額は、以下の方針を軸に、調達価格等算定委員会で御議論いただくこととしてはどうか。
 - （１） 調達価格等が既に決定されている案件と今後決定される案件の取扱いの違い
 - 既に調達価格/基準価格が決定されている2027年度までの認定案件については、調達価格/基準価格の算定において想定している廃棄等費用及び廃棄等費用の実態を踏まえ、原則一律に、当該想定してきた廃棄等費用の水準を積み立てることとする。
 - 今後新たに調達価格/基準価格が決定される2028年度以降の認定案件については、これまでと同様に廃棄等費用を一律に資本費の5%等と想定するのではなく、廃棄等費用の実態を踏まえて調達価格等算定委員会で定める額を積み立てることとする。
 - （２） 本制度開始時に残存期間が10年未満となっている案件の取扱い
 - 制度開始時に残存期間が10年未満となっている案件についても、本制度において確実に廃棄等費用を確保するため、RPS制度からの移行認定案件を除き、残存期間によらず、当該残存期間に応じて算定した積立単価に基づき、必要な廃棄等費用の全額が確保される制度とすることとする。
 - RPS制度からの移行認定案件については、残存期間が極めて短い案件もあるところ、原則、当該新規認定案件における調達価格の算定において想定されてきた廃棄等費用について、10年間で積立てを行うこととした場合と同じ積立ての単価等を適用しつつ、調達期間/交付期間が終了した時点で一律に積立て時期を終了することとする。
 - （３） 入札案件の取扱い
 - 入札案件については、コスト低減効果によって非入札案件と比較して調達価格/基準価格が低くなる傾向にあるが、FIT/FIP制度が適用される観点からは、調達価格/基準価格の算定において想定している廃棄等費用の水準を参考にした廃棄等費用が確保されることが期待される。
 - 他方で、既認定の案件については事業者の予見可能性に配慮する必要があることなどを考慮し、入札案件については、太陽光発電設備と同様に、非入札案件において想定されてきた廃棄等費用の額を、当該年度の非入札案件の調達価格/基準価格で除して、入札案件の最低落札価格を乗じた額を積み立てることとする。

風力発電設備の廃棄等費用の水準

- 風力発電設備を廃棄等した事業者に対する調査※¹の結果、その廃棄等費用は、事業者によるばらつきはあるものの、その中央値は、これまでの認定案件において、調達価格の算定に当たり計上された廃棄等費用※から著しい乖離は見られなかった。
※例えば、20kW以上の陸上風力では、1.4～1.6万円/kWで推移
- 現在風車の大型化が進んでいる※中で、廃棄等の実例が少なく十分なデータが蓄積されていない現状において、特に既認定事業者に対する財産権制約の観点も考慮しつつ、調達価格/基準価格の算定に当たって計上された廃棄等費用の積立てを求める方針を軸に、具体的な金額については、調達価格等算定委員会で今後御議論いただくこととしてはどうか。
※JWPAの調査によると、新規設置された風車の平均単基出力は、2022年は3.3MW、2023年は3.8MWと3 MWを超えている

項目	廃棄等費用〔万円/kW〕		
	最小値	中央値	最大値
A.風車（ブレード、ナセル、タワー）	0.43	1.24	2.87
B.基礎	0.23	0.62	1.72
C.付属設備	-0.05	0.09	2.36
廃棄等費用の合計	0.61	1.95	6.95
基礎を撤去しない場合の費用合計	0.38	1.33	5.23

※ 1：サンプル数15サイト

積立期間及び積立金額水準の整理（案）

		積立金の金額水準	
積立期間		既に調達価格/基準価格が決定している 2027年度までの認定案件	今後新たに調達価格/基準価格が決定される 2028年度以降の認定案件
制度開始時に 残存期間が 10年以上の案件	調達期間/交付期間の 後半10年間	- 非入札案件については、調達価格等算定委員会による<u>調達価格/基準価格の算定において想定されてきた廃棄等費用の水準を、10年間で積み立てることとする。</u> - 入札案件については、<u>非入札案件において想定されてきた廃棄等費用の額を、当該年度の非入札案件の調達価格/基準価格で除して、入札案件の最低落札価格を乗じた額を、10年間で積み立てることとする。</u>	非入札案件、入札案件ともに<u>調達価格等算定委員会において定める額</u>を積み立てることとする。
	制度開始から 調達期間/交付期間の 残存期間の終了まで	- 原則として、<u>当該移行認定案件に対して適用される調達価格の算定において想定されてきた廃棄等費用を、10年間で積み立てる場合と同じ積立て単価を適用して、残存期間において積み立てることとする。</u> - なお、これは太陽光発電設備に対する措置と同様。	－（案件なし）
制度開始時に 残存期間が10年未満 の案件	RPS制度 からの移行 認定案件		
	FIT制度 制定以降の 認定案件	- 非入札案件については、調達価格等算定委員会による<u>調達価格/基準価格の算定において想定されてきた廃棄等費用の水準を、残存期間に応じて算定した積立単価に基づき、残存期間において積み立てることとする。</u> - 入札案件については、<u>非入札案件において想定されてきた廃棄等費用の額を、当該年度の非入札案件の調達価格/基準価格で除して、入札案件の最低落札価格を乗じた額を、非入札案件と同様に残存期間において積み立てることとする。</u>	－（案件なし）

積立金の一部取戻しを認める場合の条件の整理（案）

- ・ 積立金の一部取戻しを認める条件は、太陽光発電設備と同様の考え方とし、以下のとおり基準を定める。
- ・ なお、内部積立ての場合も同様の取扱いとするほか、取戻しに当たっては、廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出を求める点も、太陽光発電設備と同様の取扱いとすることとする。

太陽光発電設備に対する措置

一部取戻しを認める 場合の条件

【調達期間/交付期間中】

- ・ 事業終了・縮小の場合のみ取戻しを認める。

【調達期間/交付期間終了後】

- ・ 調達期間/交付期間終了後は、事業終了・縮小のほか、パネルを交換して事業継続する際にも、パネルが一定値（認定上の太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上）を超える場合にあつては、取戻しを認める。

条件設定の背景

- ・ 以下の実態等を踏まえ制度運用コスト抑制の観点から設定。
 - 出力減少の手続きがあつた案件のうち、その出力減少の割合が15%未満のものが約9割であつたこと
 - 50kW未満の認定事業者の調達期間中の取戻しのニーズが小さかつたこと

取戻しが可能な金額

- ・ ①10年間で積み立てられた積立金の総額（積立て期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち認定上の太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額、
②取戻し時点での積立額、
③実際に廃棄等に要した費用
のうち、最も小さい額を限度とする。

風力発電設備に対する措置（案）

【調達期間/交付期間中】

- ・ 事業終了・縮小の場合のみ取戻しを認める。

【調達期間/交付期間終了後】

- ・ 調達期間/交付期間終了後は、事業終了・縮小のほか、風力発電設備を交換して事業継続する際にも、風車単位での交換である場合にあつては、取戻しを認めることとする。

- ・ 以下の実態等を踏まえ制度運用コスト抑制等の観点から設定することとする。
 - 風車は多数のパーツから構成され、パーツ単位での交換も想定されること
 - 風車の大型化が進んでいることから、風車1基の交換であっても一定の費用が想定されること

- ・ ①10年間等の積立期間において積み立てられた積立金の総額（積立て期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち認定上の風力発電設備の出力に対する廃棄する風車の出力の割合に相当する額、
②取戻し時点での積立額、
③実際に廃棄等に要した費用
のうち、最も小さい額を限度とすることを軸とする。

(参考) 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度について

	原則、源泉徴収的な外部積立て	例外的に、内部積立てを許容
廃棄処理の責任	・ 積立ての方法・金額にかかわらず、 <u>最終的に排出者が廃棄処理の責任を負うことが大前提。</u>	
積立て主体	・ <u>認定事業者</u> （ただし、内部積立てについては、上場している親会社等が廃棄等費用を確保している場合に一部例外あり）	
積立て金額水準・単価	・ <u>調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用</u> ・ <u>供給電力量 (kWh) ベース</u>（地上設置の場合（2025年度）：1万円/kW、0.62円/kWh）	・ <u>調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用</u>（2025年度：1万円/kW）と同水準以上
積立て時期	・ <u>調達期間/交付期間の終了前10年間</u>	・ <u>外部積立てと同じか、より早い時期</u>
積立て頻度	・ <u>調達価格の支払・交付金の交付と同頻度</u>（現行制度では月1回） ※FIP認定事業で積立不足が発生した場合は、当該不足分は1年程度分まとめて積み立てる	・ <u>定期報告（年1回）</u>により廃棄等費用の積立て状況を確認
積立金の使途・取戻し	・ 取戻しは、<u>廃棄処理が確実に見込まれる資料提出</u>が必要 ・ <u>調達期間/交付期間終了後は、事業終了・縮小のほか、パネル交換して事業継続する際</u>にも、パネルが一定値を超える場合に取戻しを認める ※具体的には、認定上の太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上 ・ <u>調達期間/交付期間中は、事業終了・縮小のみ</u>取戻しを認める	・ 基本的に、外部積立てと同じ場合のみ、取崩し
積立金の確保・管理	・ <u>電力広域的運営推進機関に外部積立て</u> ・ <u>電力広域的運営推進機関が適正に積立金を管理</u> ・ <u>事業譲渡時には積立金も承継する（事業者の倒産時も、取戻し条件は維持されるため債権者は任意に取り戻せない）</u> ・ 積立て状況は公表	・ 積立て主体が、<u>使途が限定された預金口座又は金融商品取引所との関係で開示義務がある財務諸表に廃棄等費用を計上することにより確保、もしくは、資金確保の蓋然性が高い保険・保証により担保</u> ・ <u>金融機関との契約による口座確認又は会計監査等による財務状況の確認</u> ・ <u>内部積立条件を満たさなくなるときは、外部に積立て</u> ・ 積立て状況は公表
施行時期	・ 最も早い事業が積立てを開始する時期を<u>2022年7月1日</u> ※事業ごとの調達期間/交付期間終了時期に応じて、順次、積立てを開始	

(参考) 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度における内部積立ての要件

- **長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を作成し、これを公表すること**
 - 長期安定発電を促すため、例えば、以下のような事項を記載した事業計画を作成させ、これを公表することを求める
 - ・ 調達期間/交付期間終了後における再投資や発電事業継続に関する事項
 - ・ 長期安定的な発電事業の継続に向けた地域との共生に向けた取組に関する事項 等
- **以下の①～⑥をすべて満たしていること**
 - ① 認定における事業計画の再生エネルギー発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物（※ 1）に該当すること
 - ② 認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者（※ 2）に該当すること。ただし、認定事業者自身が発電業者に該当しない場合でも、当該認定発電設備が、電気事業法上、他の発電事業者の義務が及ぶことが明確な特定発電用電気工作物（※ 2）であるときも含む。
 - ③ 外部積立てにおいて積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立てが予定されており、その公表に同意すること
 - ④ 定期報告（年 1 回）のタイミングにおいて、外部積立てで当該時点に積み立てられているべき額以上の廃棄等費用が積み立てられており、その公表に同意すること。ただし、修繕等のために一時的に下回る場合には、原則 1 年以内に再び満たすこと
 - ⑤ 以下の i または ii のとおり、**金融機関または会計士等により廃棄等費用の確保が可能であることが定期的に確認されていること**
 - i. **金融機関との契約により、各費用等の支払のための専用口座が開設され、貸付契約時に定めた充当順位や条件に従った厳格な資金管理が義務付けられており、廃棄等のための積立金が専用口座で管理されていること**
 - ii. a) **認定事業者が上場されている法人であり、かつ、財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されていること**
又は
b) 認定事業者と法律上、厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人が上場されており、かつ、当該他法人の財務諸表の中で発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されていること など
 - ⑥ 上記①～⑤の要件を満たさなくなる場合に、遅滞なく積立金を外部に積み立てることに同意していること

※ 1 現行制度では、50kW以上の案件

※ 2 発電事業を営もうとする者は、届出を行う義務がある。発電事業とは、次の①～③の要件を満たす発電設備（「特定発電用電気工作物」）における小売電気事業、一般送配電事業、又は特定送配電事業の用に供するための接続最大電力の合計が1万キロワットを超えるものをいう。

①出力が1000kW以上であること

②出力の値に占める、小売電気事業等が使用する電力の値の割合が50%を超えること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えるもの）

③発電する電気の量（kWh）に占める、小売電気事業等の用に供する電力量が50%を超えると見込まれること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えるもの）

(参考) 太陽光発電設備における積立金の取戻しに必要なパネルの割合や量

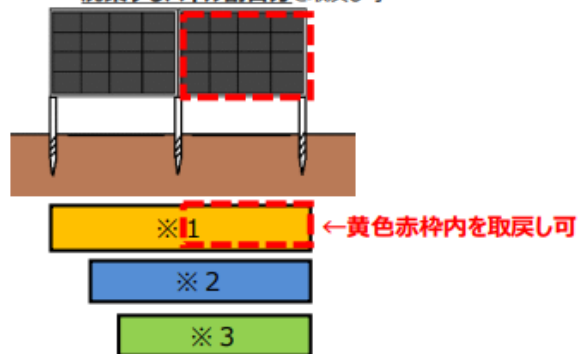
第8回 太陽光廃棄WG^注
(2020年10月19日) 資料1より抜粋

- 中間整理では、調達期間中に発電事業を終了若しくは縮小する場合、又は、調達期間終了後に事業の継続過程で太陽光パネルの一部を交換・廃棄するような場合、廃棄される太陽光パネルの割合や量が一定値を超える場合に限り、積立金の取戻しを認めると取りまとめられた。
- FIT認定に係るデータベースで確認ができた、太陽光パネルの出力減少のための手続があった約12,500件の内訳を確認したところ、その出力減少の割合は、11,000件以上が0%～20%の範囲に集中しており、10%以上の減少があったものは約3,000件、15%以上の減少があったものは約1,500件である。
- また、50kW未満の事業用太陽光発電を所有する事業者に対してヒアリングを行ったところ、調達期間中の取戻しを希望する声は少なく、また、調達期間終了後であっても、小規模発電設備の場合はそもそもの積立金の額が少額であり、取戻しのための事務コスト等を考えるとある程度の規模以上でないと取戻しの意味が薄い、という声もあった。
- 以上の実態やニーズ、また、小口の取戻しが頻発して制度運用コストが増大することを防ぐ観点もふまえ、廃棄される太陽光パネルについて、認定上の太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上を廃棄することを要件に、積立金の取戻しを認めることとしてはどうか。
- また、取戻し可能な金額については、①10年間で積み立てられた積立金の総額（積立て期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち認定上の太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額、②取戻し時点での積立額、又は③実際に廃棄に要した費用の、最も小さい額を限度としてはどうか。

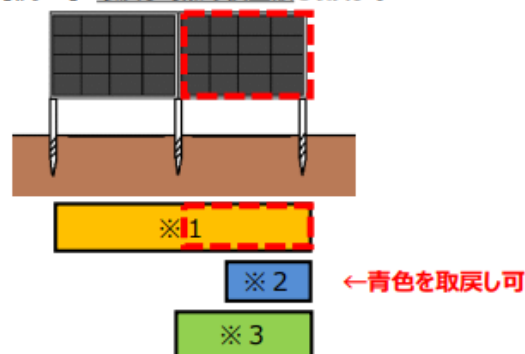
※ただし、調達期間/交付期間中に発電事業を終了する場合は、取戻し時点での積立額全額を取戻し可。

例：50%（50kW以上）を廃棄する場合 ※1：10年間の積立金の総額（実績 or 想定） ※2：取戻し時点の積立総額 ※3：実際に廃棄等に要した費用

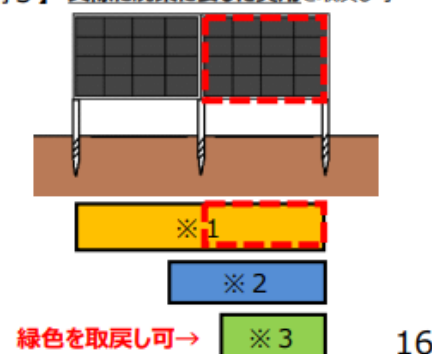
【例1】 10年間の積立金の総額のうち、
廃棄するパネル割合分を取戻し可



【例2】 取戻し時点の積立額を取戻し可



【例3】 実際に廃棄に要した費用を取戻し可



16

(参考) 風力発電設備の適正処理について

第6回 太陽光発電設備リサイクルWG
(2024年11月21日) 資料1を一部修正

- 風力発電設備は、基礎を除いた風車本体の主な素材の約9割は、資源としての価値が高い鉄、銅、アルミニウム等の金属で構成されている。これらの金属は有価で回収されるため既存のリサイクル・処理ルートが確立している。
- 他方、残りの約1割は、主に風車ブレードに用いられているGFRP（ガラス繊維強化プラスチック）又はCFRP（炭素繊維強化プラスチック）などの樹脂で固めた複合材料であるが、現在、これらのブレードのリサイクル技術は実証段階である。海外では、グローバル風車メーカー等がリサイクルを容易とするブレードの開発等に取り組んでいるところ。
- GFRP等の複合材料の排出量については、FIT/FIP制度の調達期間/交付期間である20年で廃棄すると仮定して現在の風力発電の導入量をもとに試算すると、平均0.27万t/年、最大でも1.0万t/年にも満たないと想定される。
 - （※）排出量は、2012～2023年度のFIT/FIP導入量から推計。
 - （※）GFRPの比重（2t/m³）から体積換算しても、最大0.5万m³/年にも満たない。ただし、一定の細断がされずに処分される場合、処分量（体積）がかさむ可能性がある。
- こうした点を踏まえ、まずは、主に風車ブレードに用いられているGFRP等のリサイクル技術の確立が重要。